						決定区分				(根拠規定)条例7条						条			
月整理番号		求 月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開音	非開示	不存在	存否応答拒否	1 号	2 号	3 号	4 5	5 号	6 7号号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	H29.	1. 12	H29. 3. 10	(1) 売却区分番号第0291号の不動産鑑定評価書 (2) 売却区分番号第0291号の見積価額算定書	66		11			1	1	1	1	1	11			(条例7条1号)管理費等の国税徴収法に基づいて知り得た情報は、地方税法第22条に規定する法令秘情報にあたるため。 (条例7条2号)建物名や所在等の物件に関する情報の一部は、財産に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるため。また、対象不動産の地域が特定できる情報であるため、開示することにより、財産の状況が明らかになり、特定の個人を識別することができるものであるため、財子できる情報であるため、関示することにより、財産の状況が明らかになり、特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条3号)建物名や所在等の物件に関する情報の一部は、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報である情報の一部は、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合とにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その化会的な地位が損なわれると認められるため。 (条例7条4号)不動産鑑定士の署名、押印を公にすることは、偽造等、当該作成者の財産を参考に使用されるおそれがあるため。また、間取図を公にすることは、偽造等、到該作成者の財産を参考に使用されるおそれがあり、これらの情報が公にされることは、場合等、到すの侵入経路の参罪の後来17条6号)不動産鑑定評価及び見積価額の決定にあたり収集した物件に関する情報は、当関係の17条6号)不動産鑑定評価及び見積価額の決定にあたり収集した物件に関する情報は、当関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあるなど行政運営に支障をきたすため。	主税局徴収部徴収指導課
2	H29.	1. 12	H29. 3. 10	(1)売却区分番号第0291号の不動産鑑定評価書のうち「公図(写)」及び「各階平面図(写)、建物図面(写)」 (2)売却区分番号第0291号の見積価額算定書のうち「住民票(写)」及び「不動産登記全部事項証明書(写)」			1				1							(条例7条2号)住民票は、特定の個人を識別できる情報であるため。 (条例18条1号)公図、各階平面図、建物図面及び不動産登記全部事項証明書は、不動 産登記法119~121条により交付等手続が可能であるため。	主税局徴収 部徴収指導 課
3	H29.	3. 13	H29. 3. 23	都立城北中央公園(南側区域)整備計画対象地域(板橋区 小茂根3丁目、5丁目、東新町2丁目、練馬区羽沢3丁 目)における直近5年間の都税収入実績及び現在又は将来 の都税収入見込み				1										当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局税制部歳入課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。